

○札幌一時保護センター運営要綱の制定について

令和6年3月21日

道本安対第4559号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／札幌方面関係各警察署長／宛て
札幌一時保護センターの運営については、「札幌一時保護センター運営要綱の制定について」（令3. 3. 8道本安対第4153号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、売春防止法（昭和31年法律第118号）の改正等に伴う所要の見直しを行い、令和6年4月1日からは別添のとおり実施することとしたので、職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

札幌一時保護センター運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、札幌一時保護センター（以下「保護センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 保護センターの設置

- 1 中央警察署の保護室を保護センターとする。
- 2 保護センターは、北海道警察保護取扱規程（平成17年警察本部訓令第29号。以下「保護取扱規程」という。）第1条に規定する保護等のための施設とする。

第3 管理の責任

中央警察署長は、保護センターにおける被保護者の観護及び施設の管理全般の指揮・指導に当たり、その責に任ずるものとする。

第4 収容対象者

- 1 保護センターに収容することができる被保護者は、中央警察署が取り扱う被保護者のほか、東警察署、南警察署、北警察署、白石警察署、豊平警察署及び江別警察署並びにこれらの警察署の管轄区域内において、警察本部の各隊が取り扱う被保護者とする。ただし、西警察署、厚別警察署及び手稲警察署において取り扱う被保護者であっても、当該警察署の保護室が満室等の理由により、保護室で保護すべき被保護者を自署の保護室に収容できないときは、保護センターに収容することができるものとする。
- 2 保護センターに収容することができる被保護者は、別表に掲げる者のうち、傷病等の異常がないもの（既に医療機関による治療を受けた者であって、保護センターへの収容に支障がないと認められるものを含む。）とする。

第5 収容の要領

- 1 中央警察署以外の所属において保護した被保護者を保護センターに収容する場合は、保護取扱規程第8条に規定する保護の委託の方法により、発見地を管轄する警察署（以下「発見地署」という。）の長が中央警察署長に対し要請するものとする。
- 2 警察本部の各隊において保護した被保護者のうち、被保護者が暴れるなど自傷他害のおそれがあり、発見地署に保護室が設置されていないなどの理由により、発見地署に引き継ぐことが不適当であると認められる場合は、発見地署の保護主任者、当直責任者又は警察

署長の指定した者（以下「保護主任者等」という。）の指揮を受け、保護センターに收容するものとする。

3 発見地署は、前事項の場合においても、保護取扱規程第8条第1項に規定する取扱署として、同条第2項の規定による被保護者の身元調査、家族等への連絡等の措置を行うものとする。

4 その他被保護者の保護センターへの收容については、保護取扱規程に定めるところによる。

第6 保護センターの措置

1 要請を受けた場合の措置

中央警察署の保護主任者等は、他の所属から保護センターにおける收容の要請を受けた場合は、保護の法的根拠、取扱状況等を確認し、保護センターにおける保護の必要が認められるときは、保護センターへの收容を指揮するものとする。

2 傷病等の確認

中央警察署の保護主任者等は、保護センターに被保護者を收容するに当たっては、保護取扱規程に定めるところにより、身体の異常及び危険物の有無を確実に確認するものとする。

3 観護

保護センターに收容した被保護者の観護は、中央警察署長の責任において行うものとする。ただし、多数の被保護者を観護中である場合、突発重大事件・事故の発生により観護者を確保できない場合等、特段の事情がある場合には、当該被保護者の取扱署に対し、被保護者の観護その他必要な補助を要請することができるものとする。

4 給食費の支弁

保護センターに收容した被保護者の給食費は、別に定める「被留置者食糧費及び被保護者食糧費等に関する事務の取扱い」に基づき、中央警察署において支弁するものとする。

5 保護解除等の措置

保護センターに收容した被保護者のうち、泥酔者又は酩酊者が時間の経過によって、泥酔又は酩酊の状態から意識が明瞭になり、自己の住所、氏名等を明確に申告することが可能になるなど、保護を継続する必要がないと認められる場合は、取扱署にその旨を連絡するとともに中央警察署長の責任において保護を解除するものとする。

※ 別表は省略